

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

いつでも解約できるを強調する「定期購入」

【相談事例】

「初回500円」のダイエットサプリを注文した。2回目以降4500円の定期購入で、次回発送の10日前までに電話連絡をすればいつでも解約できるという条件で申し込んだ。初回の商品が届き、2回目の商品が届く前に解約の電話をしたが、混み合っていてつながらない。

【アドバイス】

連絡してもつながらない場合、連絡した証拠（電話やメールなどの記録）を残しましょう。解約方法が電話と限定されていても、電話以外の方法（電子メールなど）で「解約するために電話をかけているがつながらないこと」を連絡しましょう。

販売業者に連絡がついた場合、解約できる期間内に連絡した証拠を提示しながら、解約の交渉をしましょう。また、申し込む前に販売サイトや最終確認画面をよく確認しましょう。お困りの際は消費生活センターまたは消費者ホットライン188にご相談ください。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝4月3日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※4月2日☎15:30までに予約してください